

広報

さまざまに

～お知らせ版～

令和6年7月19日発行

総務課	TEL 36-2111	商工観光課	TEL 36-2119
企画調整課	TEL 36-2122	建設水道課	
税務町民課		(建設担当)	TEL 36-2115
(町民担当)	TEL 36-2112	(水道担当)	TEL 36-2116
(税務担当)	TEL 36-2114	出納室	TEL 36-2117
保健福祉課	TEL 36-5511	議会事務局	TEL 36-2141
産業課	TEL 36-2113	教育委員会	TEL 36-2521

交通安全

かわら版



「ながら運転」は絶対にやめましょう！

スマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」は、わき見運転などを招く危険があるため、道路交通法で禁止されており、令和元年12月施行の道路交通法一部改正により厳罰化され、その罰則等が大幅に引き上げられています。

- ・ながら運転をした場合は「6か月以下の懲役または10万円以下の罰金」違反点が3点となり、反則金が発生します。
- ・ながら運転をして交通の危険を生じさせた場合は「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」違反点6点、免許停止となります（反則金はなく、即、罰則の適用となります）。



●問い合わせ／税務町民課生活環境係（TEL 36-2112）

アイヌのかたがたからの さまざまなお相談をお受けします

公益財団法人 人権教育啓発推進センターではアイヌのかたがたの悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など、何でもご相談ください。

- 相談は無料です
- 匿名でもかまいません
- 秘密は厳守します

相談専用電話

アイヌのかたがたのための専用フリーダイヤル
TEL 0120-771-208

受付時間 平日 午前9時～午後5時
(12/29～1/3を除く)

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

●問い合わせ／(公財)人権教育啓発推進センター
(TEL 03-5777-1802)

様子町登録制メールに
登録をお願いします！

通行止め情報

イベント情報・・・

防災無線の放送内容

メールで情報をGET！

▼スマートフォンの場合 ▼ガラケーの場合 ▼配信履歴はこちらから



熱中症にご注意ください

◆熱中症ってどんな症状？◆

下記のような症状が出たら、熱中症にかかっている危険性があります。

症状1 めまいや顔のほてり

症状2 筋肉痛や筋肉のけいれん

症状3 体のだるさや吐き気

症状4 汗のかきかたがおかしい

症状5 体温が高い、皮ふの異常

症状6 呼びかけに反応しない
まっすぐ歩けない

症状7 水分補給ができない

◆もし熱中症かなと思ったら◆

ポイント①涼しい場所へ移動しましょう

まずクーラーの効いた室内へ。または風通りのよい日かげで安静にしましょう。

ポイント②衣服を脱がし、体を冷やして
体温を下げましょう

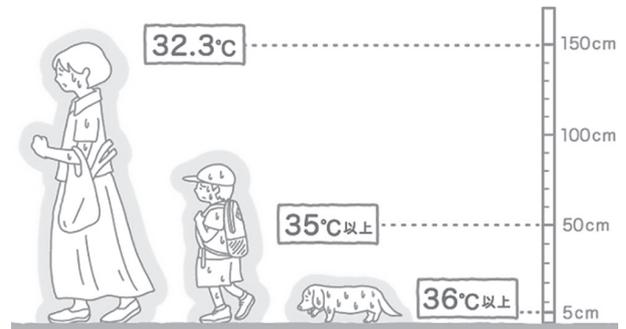
水で首やわき、足の付根などを冷やします。皮ふに水をかけてうちわなどであおぐ方法もあります。

ポイント③塩分や水分を補給しましょう

塩分が含まれている飲み物を飲ませましょう。無理やり水分を飲ませることはやめましょう。

◆子どもや車いすのかたは特に注意◆

高さ別の気温（外気温 32.3℃の場合）



地面近くは気温よりもさらに暑くなっています。大人が暑いと感じているときは、子ども・車いすのかたなどはより高温の環境にいることになります。

◆熱中症予防の5つのポイント◆

1. 飲み物を持ち歩こう
2. 休憩をとろう
3. 声をかけ合おう
4. 栄養をとろう
5. 温度に気をくばろう



- ・熱中症は室内・夜間でも発生します。
- ・1日あたり 1.2 杯を目安に水分補給をする。
- ・気温・湿度が高い時は外出を控える。
- ・のどが渴いていなくてもこまめに水分補給する。

2024 さまに防災塾 第2弾のお知らせ

第2回講座

日高の気象について（仮称）

■日時 7月25日（木）午後6時30分～8時

■場所 町立様似図書館

■講師 室蘭地方気象台
予報官 粕壁 隆行氏

11 住み続けられる
まちづくりを



町では今年度、自然災害や防災について、座学と町内を巡る野外ツアーを組み合わせた連続講座を開催しています。

その第2回講座として、室蘭地方気象台の予報官をお招きして「日高の気象について（仮称）」と題した講演会を開催します。昨年10月の大雨は、本町に多大な被害を及ぼしました。いざという時に、私たちは気象庁が発する情報をどう読み取りどう行動すればよいのか、一緒に考えてみませんか？

●問い合わせ／総務課防災車両係（TEL 36-2111）

要約筆記者 養成講座

～要約筆記を学んでみませんか～

要約筆記者になるためには、全国統一要約筆記者認定試験に合格する必要があります。
北海道聴覚障がい者情報センターでは要約筆記者養成講座を開講します。受講してみませんか。

要約筆記とは？

耳のきこえない方、きこえにくい方に、話し手の声を文字で伝える通訳のことです。

手で書く方法とパソコンで入力する方法があります。利用者の希望や状況によって方法を選択します。

手書き要約筆記



隣で文字を書いて伝えます。少人数の会議や病院受診、災害時にも役立ちます。

パソコン要約筆記



音声情報をパソコンで入力し、大きなスクリーンで映します。講演会や研修会などで使われる方法です。オンラインでも利用されています。

2024年度 講座案内

■ 講習日程 (全14日 84時間)

8月24日(土)・25日(日)、9月21日(土)・22日(日)、
10月12日(土)・13日(日) 10月26日(土)・27日(日)、
11月9日(土)・10日(日)、11月30日(土)・12月1日(日)
12月21日(土)・22日(日)

※月1～2回/土日・各日10時～17時15分

■ 講習会場 函館市・日高町 (どちらかを選択)

■ 受講コース 手書き・パソコン(どちらかを選択)

※パソコンコース希望者はノートパソコン持参

※基本操作、タッチタイピングができる方

■ 全国統一認定試験

2025年2月16日(日)予定

■ 受講料 無料 (テキスト・消耗品は自己負担です)

■ お申し込みは

受講申込書に記入の上、8月5日(月)までに
メールか郵送でお申し込みください。

申込書はHPからダウンロードできます。

<https://hokurouren.jp/info/youyakyousei/>

“手話”じゃないの？

きこえない方は皆、手話で会話していると思われがちですが、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい者のうち、手話を使いこなせるのは約20%と言われています。特に大人になってから、病気や事故できこえなくなった方や加齢による難聴の方が手話を覚えるのは容易ではありません。中途失聴・難聴者の方のコミュニケーション手段の1つが、文字で伝える要約筆記です。

お問い合わせ・お申し込み↓

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7

公益社団法人北海道ろうあ連盟

北海道聴覚障がい者情報センター

TEL : 011-221-2695 FAX : 011-281-1289

E-mail : joutei@hokurouren.jp

公営住宅および特定公共賃貸住宅入居者の募集について

町では、公営住宅の入居者を次のとおり募集いたしますので、入居資格などを承知のうえ申し込みくださいますようお願いいたします。

※ここに記載している内容はおもなものですので、詳細は担当係までお問い合わせください。

1-1. 募集住宅（公営住宅）

番号	団地名	号室	住所	階層・階数	建築年	面積	間取
①	鶉苫第1団地	345号	字鶉苫159-2	2階建ての1階	S63年	63.11㎡	3DK
②	鶉苫第1団地	350号	字鶉苫159-2	2階建ての2階	S63年	63.11㎡	3DK
③	西町団地	376号	西町99-1	2階建ての1階	H2年	48.72㎡	2DK
④	港町団地	433号	港町17-1	3階建ての2階	H12年	79.88㎡	3LDK
⑤	大通第1団地	1009号	大通1丁目65	5階建ての1階	H11年	78.55㎡	3LDK
⑥	大通第2団地	399号	大通1丁目10-3	3階建ての2階	H4年	74.13㎡	3LDK
⑦	大通第2団地	414号	大通1丁目9-1	3階建ての3階	H5年	74.13㎡	3LDK
⑧	錦町団地	322号	錦町50-1	2階建ての1階	S59年	62.19㎡	3LDK
⑨	アポイ団地	290号	字平宇273-4	2階建てメゾネット	S55年	66.96㎡	3DK

※家賃のほかに共益費・駐車場代のかかる住宅があります。

1-2. 公営住宅入居資格

- ①現に住宅に困窮しているかた
- ②町税、水道料等を滞納していないかた
- ③入居しようとする世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下の世帯（「月額所得」は世帯の状況で所得条件が異なりますので、ご相談ください。）
- ④18歳以上の社会人
- ⑤団地内（敷地周辺も含む）では入居前に飼っていた犬・猫・小鳥などのペット類の持ち込み、入居後においてもペット類の飼育・餌付けはできません。

2-1. 募集住宅（特定公共賃貸住宅）

番号	団地名	号室	住所	階層・階数	建築年	面積	間取
①	港町団地	438号	港町17-1	3階建の3階	H12年	79.88㎡	3LDK

※家賃は58,000円～70,000円です。家賃のほかに共益費・駐車場代がかかります。

2-2. 特定公共賃貸住宅入居資格

- ①入居しようとする世帯全員の月額所得の合計が15万8千円を超え、48万7千円以下の世帯（「月額所得」は世帯の状況で所得条件が異なりますので、ご相談ください。）
 - ②住宅に困窮まではしていないが、さらに良好な住宅を希望する世帯
- ※その他の要件は、公営住宅入居資格と同様です。

3. 必要書類（申し込み窓口に①②③④の書類が用意してあります）

- ①入居申込書
- ②収入申告書
- ③同意書
- ④連帯保証人届（連帯保証人については条件がありますので申し込み窓口でご確認ください）
- ⑤申込世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ⑥申込世帯全員の令和6年度所得課税証明書
- ⑦申込人の納税完納証明書
- ⑧連帯保証人の令和6年度所得課税証明書
- ⑨連帯保証人の納税完納証明書

4. 受付時間と締切期日

受付時間 平日8:45～17:30
締切期日 8月7日（水）

5. 入居時期

入居決定日から10日以内に連帯保証人の手続き（請書提出）および家賃2カ月分の敷金の納付をすること、また、15日以内に入居することとなります。

6. 申し込み先・問い合わせ先

様似町役場2階 建設水道課 管財・住宅係（TEL:36-2115）